

### 懇談テーマ1

- ① 塩原ダムについて、老朽化による決壊等の心配はないか。
- ② ダムからの放流方法・放流基準は下流側の佐久山地区に影響はないか。
- ③ 堤防の高さ・護岸強度は安全性が確保されているのか。
- ④ 箒川河川敷及び堤防の維持管理は定期的実施する予定はあるのか。
- ⑤ 防災行政無線が家の中では聞きにくい地区もあるが、緊急時に防災無線としての役割を果たすことができるのか。

### 【回答】

① 管理者である栃木県矢板土木事務所に確認したところ、塩原ダムについては、定期的な維持管理や必要に応じた補修を行い、施設効果を維持しています。

また、大雨時のダム放流については、台風の接近時など大雨が想定される際は、令和2年度から、事前に放流することで災害に対する備えを行っています。

放流する場合は、下流域の地区に影響が及ばない範囲で行っていますとの事でした。

②～④ 箒川の護岸整備については、より災害等に強い河川にするため令和3年度から堤防強化の工事を行っており、令和4年度も引続き工事を行っていきます。

また、河川の維持管理についても、引続き適切な管理を実施していきますとの事でした。

市では、箒川をはじめ市内を流れる一級河川の環境整備について、関係する市町とともに今後も要望を行っていきます。

### 【総合政策部長】

⑤ 令和3年度から防災行政無線システムの運用を行っており、運用開始から1年が過ぎようとしていますが、「うるさい」「聞こえない」等の様々な声があり、運用の難しさを痛感しています。

このシステムについては、15時に流れる定時放送の音量とは別に、緊急時には最大音量によりサイレンが吹鳴されます。

しかし、地理的、気象条件等により、全戸をカバーできるまでには至っていません。聞き取りにくい場合の対応については、電話番号0287-30-0055で聞き直しができますので、こちらの活用や、よいちメール、SNSでも防災無線で流れる情報と同じ情報が流れますので、よいちメールの登録をぜひともお願いします。

また、携帯電話をお持ちでない方で75歳以上の高齢者の単身者やその他市長が認める世帯においては、固定電話への電話配信も可能としていますので、サイレンが聞こえない、聞こえにくいなどの対象世帯については、これらにより対応いただけますようお願いいたします。

### 懇談テーマ1（再質問）

①と②の塩原ダムについては、このテーマを出した後に、先月6月、那珂川水系のダムの説明会である程度聞いたので理解した。今後も、下流側に影響がないような形で計画的な放流をお願いしていただければと思う。

③の堤防の安全性については、現在工事もやっているのでも、今後も必要な堤防改修や浚渫に努めていただきたいと思います。

④の堤防の維持管理については自治会から要望があり、岩井橋の下流側の右岸堤防付近に中低木や篠藪があるので、川の流れや堤防破損に影響がないか現地確認をしてもらえようように土木事務所にお口添えをお願いできればと思う。

### 【回答】

要望のありました内容については土木事務所に伝えさせていただきます。

### 懇談テーマ1（再質問）

⑤の防災無線の関係については理解したが、今後改善する余地があればぜひ検討していただければと思う。回答の中であった、よいちメールの現在の登録者数を教えて欲しい。

### 【回答】

よいちメールは平成28年の2月から運用を開始して、その時の登録者数は1,270名でした。

現在は、一番最近のデータで14,221名の方に登録をいただいています。若干、市外の方も登録している方はいらっしゃると思いますが、それでも多くの方に登録していただいているということで、ありがたく感じています。

急に増えた原因としては、新型コロナウイルス感染症についての情報提供やワクチン接種の案内等についての周知があります。

今年度になり、4月から増加数が停滞していますので、さらに色々な所で周知するとともに、市役所に来庁された方には窓口等でも登録の仕方をご説明しながらお手伝いしていますので、引き続き周知していきます。

### 懇談テーマ1（再質問）

私もよいちメールは使っている。普及促進に向けて努力していただければと思う。

前回、台風19号の時に、最初は佐久山地区公民館が避難場所だと思って行ったら佐久山中学校だということで、大雨が降っていたが、行ったら中学校が開いていなかったということがあった。

今回、確認したところ、ふれあいの丘の体育館と言われたが、こちらも多分人は常駐していないと思うので、災害、増水があった場合は、なるべく早めに開けていただければと思う。

### 【回答】

災害対応時の避難所の開設について、その当時大変ご不便をおかけしたことを大変心苦しく思っております。申し訳ございませんでした。

佐久山地区公民館の建物ですが、以前、雨水が敷地内に流れ込み、床上浸水の恐れがありました。令和元年度の市政懇談会等での話も受けまして、敷地の裏側の水路沿いに当時ブロック塀で低かったのですが、きちんとコンクリートで擁壁を作りました。それでも出水による危険がある場合には、ふれあいの丘の体育館に避難所を開設することになっています。

現在、ふれあいの丘は宿泊施設の供用を中止していますが、体育館は供用していますので、昼間と夜間の避難者対応については、関係する職員と連絡を取り対応いたします。

今、新型コロナウイルス感染症の拡大により、自宅の避難や知人宅への避難も推奨されていますので、事前にわかる情報を掴みながら、地震等の場合には佐久山地区公民館が避難所として使用できますし、雨の状況とか災害の状況によって判断をして、自治会長さん他、住民の方にお伝えをしていきたいと思っております。

## 懇談テーマ2

主要地方道大田原氏家線親園・佐久山バイパスの進捗・予定について

### 【回答】

管理者である栃木県大田原土木事務所に確認したところ、令和3年度は佐久山側の切土工事及び橋梁下部工事、箒川左岸側の道路改良工事を進め、令和4年度は橋梁下部工事、道路改良工事を実施し、橋梁上部工事を発注する予定であり、事業の早期完成に取り組んでいくとの事です。

本市では、早期完成についての要望を行ってききましたが、今後も引き続き要望活動を継続したいと考えています。

## 懇談テーマ2（再質問）

現在の進捗率がわかれば教えていただきたい。

大田原氏家線沿いには現在きらり農産物直売所があるが、あそこは道の駅という形ではないので、今後、バイパス整備に合わせてきらり佐久山農産物直売所を含めた、もしくは沿線に道の駅の計画を考えているのか伺いたい。

### 【回答】

進捗率関係ですが、特に数値的な率という形での把握はしておりません。進捗状況については先ほどお答えした通りです。

道の駅の計画については、現時点では特に計画等はなく、検討も今の時点では行っていません。

検討する必要性も出てくるかと思いますが、現時点ではご意見として承っておくということをお願いしたいと思います。

### 懇談テーマ3

空き家の現状と対策について、佐久山地区の今の空き家の状況と今後の空き家対策について、市としての対応は。

#### 【回答】

佐久山地区における空き家の状況について、現在、約80軒の空き家が確認されております。この中には防災、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性のある管理不全な空き家等が所在し、近隣からの相談にて情報を把握しています。

空き家の対策につきましては、空き家法及び市条例に基づき、管理不全な空き家の所有者に対して適正に管理するよう指導し、改善を促しています。

しかし、空き家の所有者であること自体を知らない方が散見され、相続人関係の複雑さから所有者の特定に時間を要している現状があります。

一方、良質な空き家を有効活用し、移住・定住を目的とした「空き家等情報バンク制度」を設けています。空き家の賃貸、売買等を希望する所有者からの申込みを受け、登録された空き家の情報を市ホームページなどで公表することによって、空き家利用を希望する方に情報提供を行う制度です。

さらに、農地付き空き家バンク制度もあり、非農家が農地を取得することが容易になり、空き家と一体的な売買をすることが可能になりました。

「空き家バンク制度」を利用し、空き家を購入された方については、改修費の一部について、一戸あたり最大60万円の補助を利用することができます。

また、同制度を利用して空き家を賃借した子育て世代については、家賃の一部、一月あたり10,000円を36か月について補助が利用できます。

空き家は個人の財産であることから、行政が携われる範囲は限定的ではありますが、空き家に対する助言や指導、また補助制度による後押し等、国や県と連携を図り対応していきたいと考えています。

### 懇談テーマ3（再質問）

佐久山地区で空き家バンクに登録している家屋はあるのか、過去にあったのか、使い道等がわかれば教えていただきたい。

今後、空き家はどんどん増えていくのは間違いないと思うが、将来的な話として危険な空き家、壊れそうな空き家もあるので、行政代執行も今後考えているのか伺いたい。

#### 【回答】

現在、佐久山地区で登録している物件はありません。過去の登録状況を確認したところ6件ほど登録した経過があります。その後、6件のうち1件は取り下げた記録になっています。

危険な空き家の取り壊しについて、最終的に行政代執行により解体するのは最後の手段になります。

行政が公費で解体することは、個人の所有する建物ですので、なかなか理解が得られないということもあり、可能ですが行政代執行という形での取り壊しは慎重に対応しなければならないと考えています。

### 懇談テーマ3（再質問）

空き家バンクに登録している方は実際に売ったり買ったり、色々な用途があると思うが、今までに登録している方がこういった方向性で対応したのか教えていただきたい。

#### 【回答】

先ほどの6件ですが、内訳として、6件のうち3件が資料を見る限りでは農家住宅的な物件です。残りが一般住宅のような建物となっています。

賃貸ではなく、売買だったと思われます。

### 懇談テーマ3（再質問）

行政代執行の話があったが、危険な建物があった場合は、将来的にはやる可能性もあるということか。

#### 【回答】

最後の手段として、どうしても行政代執行を行わなければ危険性を回避できないというような状況になればやることもあるとは思いますが、行政代執行に至らないように、そこまで行く前でなんとか防ぐという方向に持っていけたらと考えています。

### 懇談テーマ4

市道のセンターライン塗装について、当自治会内の市道2ヶ所（福原工業所第2工場前市道・菊地建築からの市道2ヶ所）について、センターラインの標示が消えているので再塗装をすべきではないか。

#### 【回答】

市道の安全設備の維持管理予算は、ガードレールやカーブミラーの維持補修費用なども含めて、年間500万円の予算で対応しています。その内、市道のセンターライン塗装については、年間3,450m分、322万円を予算措置しています。

市道の総延長距離は991.9kmあり、道路の通行量や通学路等を優先し、補修等をおこなっているところです。

危険箇所での再塗装は必要かと思われますが、要望箇所におきましては、約4,000mあり、単年度での対応は厳しい状況であります。

また、市内各所で安全設備設置の要望もありますので、予算内での対応となりますことをご理解願います。

#### 懇談テーマ4（意見）

予算などもあるということなので、こちらのテーマに関しては、また来年度も同じようなテーマを挙げさせていただきたいと思うので、その際はできるだけ優先という形でお願いしたい。

#### 【回答】

意見のため回答なし。

#### 懇談テーマ4（再質問）

区画線の話だが、センターラインとかサイドラインは雨の日になると、あるとないとでは大きな違いなので、消えていると本当に危険な状態になる。

区画線はメーターあたりほんのわずかな金額で引けるので、予算的に少し上げてもらうことはできないのか。

#### 【回答】

過去の予算を見比べまして、安全確保の観点からは必要だと思いますので、区画線以外にも今回の市政懇談会で停止線とかカーブミラー等の要望もありますので、全体でどの程度要望があって、どれだけ対応しているかを判断しながら、予算の前段で要望としてどのくらい確保できるかは考えていきたいと思います。

#### 懇談テーマ5

市道大神14号線沿線における盛土工事について

- ① 搬入工事完了後の道路（市道）の維持補修確認及び立会いは行ったか。
- ② 搬入車両の運行状況の確認は行ったのか。
- ③ 今後1,000㎡未満の盛土工事に対して道路（市道）の維持補修の事前協議は行うのか。

#### 【回答】

① 搬入工事完了後の市道の維持補修の確認及び立会いについては、現在、事業がまだ完了していない盛土工事がある他、土砂条例の許可を必要としない小規模の盛土工事も行われている状況にあります。

市道の損傷が酷い箇所については、土砂搬入業者に依頼し、補修方法を協議した上で、随時、補修を行っており、補修工事完了後に市で確認を行っているところです。

② 搬入車両の運行状況の確認については、土砂条例の許可を必要とする土砂の搬入が行われていた時は、周辺住民の皆様から路上駐車について多数の情報提供がありましたので、情報提供の有る無しに関わらず、随時、佐久山のファミリーマートから琵琶池経由で土砂の搬入現場までを重点的に見回りを行い、路上駐車している車両を確認した際には、その都度、事業者には指導を行ってきたところです。

また、過積載の車両についても、大田原警察署と連携して取り締まりを行った他、搬入

現場付近に監視カメラを設置する等の対応をしてきましたが、道路の状況把握の不行き届き、言われてからの行動ということで、指導が行き届かなかった点多々あったと感じております。

なお、土砂条例の許可を必要としない小規模の土砂搬入につきましても、路上駐車をしている車両を発見した際には、土砂条例の対象外ではありますが、その都度、事業者に指導していきますので、生活環境課までご連絡ください。

③今後1,000㎡未満の盛土工事に対して、維持補修の事前協議を行うかについては、土砂条例の対象外となり、届出の義務等もないため、土砂の搬入場所、事業者、搬入経路等の特定が困難なことから、事前協議を行うことは考えていません。

しかし、市道を損傷した事業者が特定できる場合は、立会いを求め、補修工事を依頼する考えでおります。

また、盛土が行われている等の情報提供があった場合、関係部署と連携して情報共有を行い、市道パトロールの強化等に努め、必要に応じて損傷箇所の応急処置を行っていきますので、ご理解のうえ、情報提供をいただければと思っています。

#### 懇談テーマ5（再質問）

昨日、現地確認をして、地元の方にも話を聞いてきたが、あれで補修をしたのかという感じなので、もう少し強く言ってくれということで、補修の内容を十分確認していただきたいと思う。特に路肩が壊れている部分もあるので、道路の舗装ばかりではなく、路肩の補修もお願いしたい。

昨日行った時点でダンプが搬入していたので、ただこれが1,000㎡未満なのか、前に許可を得たものなのか、確認はできていない。

1,000㎡未満の盛土工事は届け出の義務がないということだが、これからどんどん入ってくる可能性があると思うので、今まで以上に道路が壊れると思う。

条例か何かで1,000㎡未満の届け出の義務をするようにしていただきたい。

#### 【回答1】

補修工事の確認については、道路課の方で現地を確認させていただいて、対応させていただきたいと思います。

#### 【回答2】

盛土工事については、市役所の方でも農林整備課、生活環境課、道路課で情報共有をしており、本日、農林整備課と生活環境課で現場を確認させていただいています。

というのは、1,000㎡以上の工事箇所の近くに点在して工事を行っているという情報も入っていますので、そういったところが離れたところなのか、一体的にやっているのか、一体的だとすれば1,000㎡を超えるので、当然許可が必要になるという指導をするために今現在、行っているところです。

それぞれの課で情報を共有しましたら、色々な制度上の問題をクリアするのかどうかというところを含めて、今、共同して動いているところです。

1,000㎡未満のものについてとのことですが、市の条例としては、今のところ1,000㎡以上のものについて条例で規制ということを考えていますが、それ以下のものについて何もしないということではありませんので、その都度おかしいなというところがあれば、情報をいただければと考えています。

#### 懇談テーマ5（意見）

市道大神14号線は生活道路で3軒が道路を使っているのですが、一番困るのは使っている方たちだと思うので、それを十分ご理解いただき、よろしくお願ひしたい。

#### 【回答】

意見のため回答なし。

#### 懇談テーマ5（再質問）

市町と隣接しているところの場合、那珂川町、さくら市等他の市町との連絡調整はしているのか。

#### 【回答】

同じ部署同士で情報の方はやり取りしています。

#### 懇談テーマ6

豊道春海翁の碑が建つ市有地の草刈について、刈り取った草の撤去も含め、刈り取る回数を年3回にできないか。

#### 【回答】

豊道春海翁碑周りの市有地については、以前、佐久山地区活性化協議会に貸与し、適正に管理をしていただいていたところですが、現在は、貸与期間も終了し、総務課管財係において使用目的を特に定めていない普通財産という位置づけで管理をしています。

普通財産は公売物件も含め、かなり多く存在しています。また、限られた予算で管理していることから、ご要望される回数・方法での管理ができない状況です。

今後は、まず飛散防止に努めます。今年も花火大会は中止になるようですが、催し物等で使用される場合には、催し物の団体の皆様の協力を得ながら、適正に管理していきたいと考えています。

また、草の刈り取りをした後、そのままにしている理由については、まず一つに、広域クリーンセンターで焼却処分もできるのですが、草類については、できるだけ自然の処分に対応したいと考えています。また、草をそのまま置いておくことで次に生えてくる草を抑制することができるという主旨から、市有地全て、草については刈ったものはそのままにしています。

飛んでしまっご迷惑をかけたことについては心苦しく感じていますので、今後は飛

散防止について対応したいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

#### **懇談テーマ6（再質問）**

豊道春海翁の碑の台座の部分が大理石か何かでできていると思うが、黒カビのような黒い汚れがついている。

最近、年に数十名立ち寄る人があるかと思うが、見た人も気分的に良くないと思う。

ブラシか何かで水をつけて洗えば落ちると思う。綺麗にしておけばまたちょっと違うのかなと思うのでよろしく願いしたい。

#### **【回答】**

先週、現場を拝見させていただきまして、少し汚れているなと思いましたが、担当の部署に伝えまして対応したいと思います。